

改正

平成26年3月14日条例第1号

平成30年3月12日条例第1号

函館市文化賞条例

(目的)

第1条 この条例は、函館市の文化の発達に貢献した個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 文化賞は、個人または団体で、函館市の芸術（音楽、文学、美術、舞踊その他の芸術をいう。）、芸能（雅楽、歌舞伎、講談、落語その他の芸能をいう。）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、科学（自然科学、人文科学その他の科学をいう。）その他の文化の発達に多大な貢献があつたものに対して贈呈する。

(表彰の方法)

第3条 文化賞は、賞状及び記念品とし、これに賞金を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 文化賞の授賞は、文化の日に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、文化の日以外の日に行うことができる。

(審議会)

第5条 文化賞受賞者の選考のため函館市文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、市議会議員、学識経験者等の中から市長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、中途において委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とし、職能によつて委嘱された委員がその職を退任したときは、委員を辞任したものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 〔略〕

附 則（平成26年 3 月14日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月12日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。